(目的)

第1条 この要綱は、足立区生活安全条例第3条に基づき、地域住民団体が結成した自主防 犯組織が、安全で安心な地域社会の形成のために自主的に防犯活動を行っている、又は行 おうとする場合において、その活動に必要な物品等の購入に対する助成について必要な事 項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 住民団体 町会・自治会、商店街、青少年団体、学校関係団体、特定非営利活動法人(NPO法人)等の組織をいう。
 - (2) 防犯パトロール 地域の安全を守るために住民団体が自発的に犯罪防止策を講じたうえ、警戒を促し巡視すること、並びに児童・生徒等の安全誘導又は非行防止の啓発のため巡視することをいう。

(助成金の交付対象)

- 第3条 この助成金は、第1条に定める目的のために必要な経費であって、別表に掲げる助成対象品目等に要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものについて、次の各号に掲げる要件を満たす住民団体に対し交付するものとする。
 - (1) 住民団体が結成した自主防犯組織が防犯パトロールに取り組んでいること。
 - (2) 地域社会への貢献を目的とし、月2回程度の活動を継続して実施している、又は、 継続して実施する計画を持っていること。
- 2 区長は、予算の範囲内において助成するものとする。

(助成金額)

- 第4条 区長は、住民団体が結成した自主防犯組織の構成に応じ、次の各号に掲げる額を限度とし、一住民団体に対し、一年度を単位として一度の交付をする。ただし、所要額が次の各号に掲げる金額に満たない場合は、所要額から1,000円未満の端数を切り捨てた金額とする。
 - (1) 構成員が20人以上のとき 10万円
 - (2) 構成員が10人以上20人未満のとき 8万円
 - (3) 構成員が5人以上10人未満のとき 6万円

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする住民団体の長(以下「申請者」という。)は、地域防 犯活動助成金交付申請書(第1号様式)を、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出 しなければならない。
 - (1) 団体概要・活動計画書
 - (2) 見積書(物品名、個数が明記されていること。)
 - (3) その他、区長が必要と認める書類

(交付額の交付決定)

- 第6条 区長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ適正と認められる場合は、助成金の交付決定を行う。
- 2 区長は、第1項により交付決定を行った後、助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載 した書面を区長に提出しなければならない。

(助成金の使途報告)

第8条 交付決定を受けた申請者は、物品等の購入を完了したときは、速やかに収支決算報告書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 区長は、前条の報告があった場合、その内容を審査し必要に応じて調査等を行って、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払等)

- 第10条 前条の通知を受けた申請者は、助成金請求書(第5号様式)を区長に提出し、助成金を請求するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の請求を受けたときは、助成金を支払うものとする。 (決定の取消し)
- 第11条 区長は、交付決定を受けた住民団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、 助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの 要綱に違反したとき。

(助成金の返環)

第12条 区長は、前条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(規則の適用)

- 第13条 この要綱に定めない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年 規則第6号)の定めるところによる。
- 2 前項の規定するもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。 付 則(31足危危発第1755号 令和2年3月11日 区長決定) (施行期日)
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に31足危危発第1754号令和2年 3月11日区長決定により廃止した足立区地域防犯活動助成金交付要綱の規定により区長 が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行 為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長 が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

(別表) (第3条関係)

		沙 辛 市 西 /8 M. M.	마나 나는 그는 나는 나는 나는
	助成対象品目等	注意事項(条件等)	助成対象時期
1	ユニフォーム	防犯パトロール活動に使用する上衣 (な) パステール ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・	1 新規購入時
		(例) ベスト、ジャンパー、Tシャツ	2 この助成金交付による
		※必要に応じて反射テープ・反射材を使用	購入後、5年を経過したと
		し、事故防止等に留意のこと。	*
		※ユニフォームには、周囲から防犯パトロ	3 経年劣化等により使用
		ール中である旨が目視できるよう、見や	に支障がある状態となっ
		すい位置に団体名及び防犯パトロール中	たとき
		である旨の表示をすること。	※状態がわかる写真を添
		(例)「防犯パトロール」「防犯パトロール	付のこと
		中」	4 人員が増加したとき
2	腕 章	既製品、又は団体名等により独自に作成	
3	帽子		
4	たすき		
5	懐中電灯	予備電池を含む	
6	誘 導 灯		
7	防犯ブザー・警笛	護身用	
8	拍子木		
9	立て看板	所轄警察署名、防犯協会名等を記載する場	1 新規購入時
10	懸垂幕・横断幕	合は、事前に警察署等と協議のうえ、団体	2 この助成金で購入した
11	のぼり旗	名と連署のこと(団体名等のみ記載の場合	物品であり、経年劣化等に
12	ポスター・チラシ作成	は協議不要)	より使用に支障がある状
			態となったとき(状態がわ
			かる写真を添付のこと)
			3 過去に購入した物品と
			は異なった内容とすると
			き(対象とする内容につい
			ては要協議)
13	保険加入経費	活動中の事故等に係る保険加入に関する経	新規加入時及び更新時
		費	
		※保険加入の旨が確認できる書類の写しを	
L		添付のこと	
14	その他	区長が適当であると認めるもの	適当であると認められる時
			期